就職活動中の皆様

東京臨海高速鉄道株式会社

# 求職者等へのハラスメントに関する相談窓口のご案内

令和８年 10 月１日に施行された、施行労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和７年法律第 63 号）等の改正により、求職者等に対するセクシュアル・ハラスメント（いわゆる「求職者等セクハラ」）の防止措置が事業主の義務となりました。

当社では、採用活動における遵守事項として、別添のとおりルールを設けております。また、社員等よりハラスメントを受けた際、求職者等の皆様にご利用いただけるハラスメント相談窓口を設置しておりますので、お知らせいたします。

【相談窓口】

東京臨海高速鉄道株式会社　ハラスメント相談員
＜通報相談等専用メールアドレス＞　naibu-tsuhou@twr.co.jp

※ご相談いただいた内容については、秘密厳守いたします。また、ご相談いただいたことで求職者等に不利益な取り扱いは行いません。

# 採用活動における遵守事項

求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントについては、令和８年10月１日から、事業主に対し防止措置を講じることが法律で義務付けられました。
当社の採用活動において、採用担当者等が順守すべき事項として、以下のルールを設けています。採用活動に当たっては、事前に確認し、遵守するようお願いします。

**【求職者等セクシュアル・ハラスメント（求職者等セクハラ）とは】**
求職者等セクハラとは、従業員による性的な言動により求職者等の求職活動等が阻害されることをいいます。
この「求職活動等」とは、求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指します。
当社における例では、採用選考、就職説明会等への参加がそれに該当します。また、同性同士であってもセクハラは成立します。

## ① 面接・面談、求職者等との連絡等について

1. 面接・面談は、当社側は原則として複数名以上で対応する。1対1での密室・個室では行わない。
2. 求職者等との連絡は、原則採用サイト等の連絡機能又は当社の採用担当専用のメールを使用して行う。
   担当者個人の私的な連絡先の交換は禁止する。
3. 飲食を伴う面談、夜間の呼び出し、担当者の自宅その他私的な場所での面談は行わない。
4. 都合によりオンライン面接を行う場合も、当社側は複数名以上で対応し、同席者を求職者に明示する。

## ② 求職者等に対する禁止事項について

国が想定する「性的な言動」には、直接的な誘い以外の何気ない言動も含まれています。以下は、求職者等に対して行ってはならない言動の例です。「コミュニケーションのつもり」「場を和ませるため」であっても、求職者等にとっては逃げ場のないハラスメントになり得ます。

1. 発言に関するもの

・容姿、体型、服装への言及（「見た目が華やか」「可愛いね」「スタイルがいいね」、「デブ・ハゲ」などのいじり等）
・恋人・結婚・妊娠の予定など私生活に踏み込む質問（「結婚したら辞める？」と聞く等）
・性的な冗談、下ネタ、性別役割を決めつける発言（「若い女性がいると職場が明るくなる」「男性なのに育休をとるの？」等）
・「採用してあげる」等、選考上の立場をちらつかせる言動

2. 行動・接触に関するもの

・私的な連絡先（個人のLINE・SNS・携帯番号等）の交換を求める
・食事、デート、二人きりでの面談への誘い
・身体への不必要な接触

## ③ その他の注意事項について

1. 採用活動を行う上で知り得た求職者等の個人情報を漏らさないこと。
2. 求職者等へのセクハラを行ったことが判明した場合は、社内規程等に基づき、懲戒処分の対象となり得る。
3. 求職者等へのパワハラ・マタハラ等のその他のハラスメント行為にあたる言動もしないよう注意すること。